

第2回紅麴関連製品に係る事案の健康被害情報への対応に関するワーキンググループ	参考資料1
令和6年10月22日	

紅麴関連製品に係る事案の健康被害情報への対応に関する ワーキンググループの設置について

厚生科学審議会食品衛生監視部会
機能性表示食品等の健康被害情報への
対応に関する小委員会
(第1小委員会及び第2小委員会)

1. 設置の趣旨

各都道府県知事等から報告された機能性表示食品等の健康被害情報について、専門的見地等に基づいた対応を検討するため、食品衛生監視部会の下に、「機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会（第1小委員会及び第2小委員会）」（以下「各小委員会」という。）が設置されている。

今般、小林製薬株式会社の紅麴を使用した機能性表示食品（3製品）に係る健康被害情報について、専門的見地等に基づいた対応を検討するため、紅麴関連製品に係る事案の健康被害情報への対応に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2. 組織等

- (1) ワーキンググループの構成員は、各小委員会の委員の中から各小委員会の委員長が協議の上指名する。
- (2) ワーキンググループの座長は、各小委員会の委員長の指名によるものとする。

3. 検討事項

ワーキンググループは、小林製薬株式会社の紅麴を使用した機能性表示食品（3製品）に係る健康被害情報に対して、食品衛生法上の措置の要否を検討する。

4. その他

- (1) ワーキンググループの庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課食中毒被害情報管理室が行う。
- (2) その他、ワーキンググループの運営に必要な事項については、各小委員会の委員長又は座長が定める。